

平成 28 年 6 月 13 日  
総務省公共サービス改革推進室

## 民間競争入札実施事業 労災特別介護援護事業の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は下記のとおりである。

### 記

#### I 事業の概要等

| 事 項      | 内 容                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要     | 労災特別介護施設において、原則60歳以上の重度被災労働者を対象者として実施する高齢労災重度被災労働者に対する施設介護業務、重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務（8施設で実施） |
| 実施期間     | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで                                                       |
| 受託事業者    | 一般財団法人労災サポートセンター                                                                          |
| 契約金額（税抜） | 5,282,728,985 円（税抜）<br>（単年度当たり：約 17 億 6091 万円）                                            |
| 入札の状況    | 1 者応募（説明会参加者＝1 者、予定価格内＝1 者）<br>※ 8 施設ごとに実施した入札全てにおいて上記の結果となった。                            |

#### II 評価

##### 1 評価方法について

厚生労働省から提出された平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

## 2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

| 事 項               | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                    |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 確保されるべき<br>質の確保状況 | 以下のとおり、適切に履行されている                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                    |
|                   | 確保されるべき水準                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 評価                                                                                 |
|                   | 利用者アンケート調査<br>利用者アンケート調査において、各設問の総回答数において「満足」「ほぼ満足」の回答数が90%以上であること                                                                                                                                                                                                                                              | おおむね適（88%～96%）                                                                     |
|                   | 施設入居率<br>1年間の平均で90%以上の入居率を維持すること。ただし前年度において入居率90%を満たしていない施設は前年度以上の入居率を基準とする。                                                                                                                                                                                                                                    | おおむね適（73%～98%）<br>※73%の愛媛については居住する重度被災労働者数の占める割合が低いこと、80%の北海道は死亡等による退去者が多かったこと等が原因 |
|                   | 実施状況<br>高齢労災重度被災労働者に対する施設介護業務、新規雇用者研修の実施、重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務、入居関係業務、介護サービスのノウハウの構築及び職員研修業務、施設長会議等の実施、施設設備保守管理、施設清掃等の付帯業務、本事業の広報、行事の実施及びボランティアの活用、苦情等への対応、個人情報の保護、関係機関等の連携及び協力体制の確立                                                                                                                             | 適（業務報告の内容等から適切に実施されていることを確認）                                                       |
| 民間事業者からの改善提案      | <p>(1) 介護の質の向上のための取組</p> <p>各施設において、介護研究発表会の開催し、日頃の介護の実践を通じて蓄積してきた介護手法に関するノウハウを基にテーマを設定し研究を行った。その研究成果については、受託事業者本部主催の発表会で発表し合うことにより、8施設全体の介護の質の向上に努めた。</p> <p>また、事業受託者の本部において、外部の専門家による「労災特別介護施設におけるリハビリテーションのあり方検討会」を設置し、リハビリテーション実施対象者の範囲、評価方法及び実施基準等を課題として、検討を行っている。</p> <p>(2) 入居促進のための労災ケアサポート事業との連携強化</p> |                                                                                    |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>労災ケアサポート事業は、65歳未満の重度被災労働者への訪問支援を実施していることから、入札実施要項においては、入居促進のため、当該事業受託事業者から、在宅での介護が困難な重度被災労働者に係る情報を受領するよう示しているところ、受託事業者の独自の取組により、次のような連携強化を図った。</p> <p>ア 受託事業者の本部においては、各施設に対し、労災ケアサポート事業を実施する各ブロックの支援センターと年1回以上定期的に連絡会議を開催し、連携の強化を図ることを指示した。各施設においては、平成26年度及び平成27年度の各年度ごとに1回ないし3回開催した。</p> <p>イ 上記アの定期連絡会議のほか、各施設の施設長等が、訪問支援を実施する労災ケアサポーターと直接情報交換をするため、各ブロックで開催される労災ケアサポーター会議（年1回又は2回開催）に出席し、施設の現況を説明するとともに、労災ケアサポーターから訪問支援者の状況等を確認するなど連携の強化に努めた。</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 実施経費（税抜）

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 従前経費 | 約 18 億 2963 万円（平成 25 年度）       |
| 実施経費 | 約 17 億 6091 万円（3 年間の契約額を単年度換算） |
| 削減額  | 約 6872 万円の削減                   |
| 削減率  | 約 3.8%の削減                      |

### 4 評価のまとめ

本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質として設定した要求水準については、全8施設中、宮城及び熊本の2施設については達成しており、業務の履行状況についても、入札実施要項に示す実施基準を満たしている。

なお、北海道、千葉、愛知、大阪、広島及び愛媛の6施設については、要求水準及び業務履行状況について、入札実施要項に示す基準を若干満たさない状況がみられたものの、これには雇用環境や立地条件等の外的な要因も影響しているものと考えられる。

その一方で、受託事業者が持つノウハウの蓄積を活かし、看護・介護職員の質の向上や入居促進の取組強化が図られている。

実施経費についても、単年度当たり6872万円（3.8%）の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価できる。

他方、競争性については1者応札が続いており依然課題が残る。

原因については、①業務内容及び事業実績に関する情報提示の不足②実施経費の内訳に関する情報提示の不足③人手不足の状況にあつて看護師及び介護職員の確保と採用に伴うコストが非常に高い入札障壁となっている、などが考えられる。

## 5 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が1回目であり、上記評価のとおりサービスの質及び経費の削減の面では一定の効果を得られたものの、今期の契約においても1者応札が継続しており、競争性の確保が依然課題である。

平成29年度以降の事業実施においては、上記の問題点を検討し実施要項にも反映させた上で、引き続き監理委員会の関与の下、民間競争入札を実施することが適切であるとする。

なお、次期事業の実施に当たっては競争性改善の観点から以下の点について検討予定である。

- ・事業費及び一般管理費の科目の明示
- ・業務内容及び事業実績に関する情報提示の拡充
- ・就労条件の形態（例えば常勤換算の導入）及び人員配置
- ・千葉施設で保管する運営預り金の必要性

（参考）

労災特別介護援護事業民間競争入札実施要項

別添労災特別介護援護事業に係る仕様書の関係部分抄（千葉施設預り金について）

## 第2 施設の運営等

### 2 基本業務

#### (2) 事業管理組織における業務

##### ② 千葉施設受託者のみの業務

イ 第2の4(15)の運営預り金の管理に関すること

（中略）

#### 4 その他本事業を行うにあたり必要となる業務

##### (15) 運営預り金の管理（再掲）

運営預り金とは、8施設において事業を実施する上での不測の事態に備えるもので、資金ショートを起こすことなく、事業を安定的かつ継続的に運営するために積み立てているものであり、本経費の執行は、委託者の承諾により支出できる性質のものである。

- ① 千葉施設の受託者は、運営預り金の管理を行うこと。運営預り金の管理に当たっては、専用の口座を単独で設け、無利息で元本が全額保護されるもの（決済用預金）とするなど、厚生労働省が指示する手法に従って保管するものとする。なお、当該手法に伴って発生する費用は、入居費等収入（介護費収入を除く。）によって賄うものとする。また、委託者において、千葉施設の受託者の財産状況が悪化したものと認めるときは、運営預り金を委託者の指示に従って処理しなけ

ればならない。

- ② 千葉施設の受託者が運営預り金を預け入れる金融機関は、千葉施設が金銭の借入れ等の債務（保証債務を含む。）を負っている金融機関以外の金融機関としなければならない。また、千葉施設の受託者は、運営預り金を預金している金融機関から、本件委託契約期間中は、一切、金銭の借入れ等の債務（保証債務を含む。）を負担する行為をしてはならない。
- ③ 運営預り金の保管額は金2億5千万円をもって上限とする。下記④に基づく使用により、当該金額を下回った場合は、年度末において入居費等収入（介護費収入を除く。）に余剰が生じた場合に、当該剰余金をもって補充する。また、入居費等収入（介護費収入を除く。）の剰余金の補充において、補充すべき額に満たない場合には、委託者と協議を行い、他の7施設の入居費等収入（介護費収入を除く。）の剰余金をもって補充する。
- ④ ①における「不測の事態」とは、次に掲げるものとする。なお、運営預り金の使用に際しては、委託者が指定する様式により、事前に委託者の承認を得ること。
  - ア 天災地変発生時における入居者の避難等
  - イ 物価高騰又は急激な入居費減収等
  - ウ その他委託者が上記ア及びイに準ずるような不測の事態と認めた場合
- ⑤ 前項の承認を得たときは、委託者は千葉施設の受託者に対して手続に関する指示を行うものとする。
- ⑥ 千葉施設の受託者は、委託事業の終了後、受託者に変更があった場合は、保管している運営預り金を委託者の指示に従って次の受託者に引き継がなければならない。また、委託期間の途中で委託事業が中止又は廃止した場合は、保管している運営預り金を委託者の指示に従って処理しなければならない。

平成28年5月25日  
厚生労働省

民間競争入札実施事業  
労災特別介護援護事業の実施状況について  
(平成26年度～平成27年度)

1 事業の概要

(1) 事業の内容

ア 労災特別介護施設（通称ケアプラザ。以下「施設」という。）において、原則60歳以上の重度被災労働者（労働者災害補償保険法に基づく傷病等級又は障害等級が第1級から第3級までの者）を対象として、入居型の介護サービスを提供するため、次の業務を実施する。

- ① 高齢労災重度被災労働者に対する施設介護業務
- ② 重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務

イ 本事業は、次の8施設で実施し、業務委託を行う。

- ① 北海道労災特別介護施設（北海道岩見沢市かえで町8-1-1）
- ② 宮城労災特別介護施設（宮城県黒川郡富谷町明石台4-8-1）
- ③ 千葉労災特別介護施設（千葉県四街道市台中台511）
- ④ 愛知労災特別介護施設（愛知県瀬戸市山手町294-5）
- ⑤ 大阪労災特別介護施設（大阪府堺市南区城山台5-2-1）
- ⑥ 広島労災特別介護施設（広島県呉市神山2-1-15）
- ⑦ 愛媛労災特別介護施設（愛媛県新居浜市阿島1-3-12）
- ⑧ 熊本労災特別介護施設（熊本県宇土市松原町243）

(2) 事業の実施期間

平成26年4月1日～平成29年3月31日

(3) 受託事業者

一般財団法人労災サポートセンター

(4) 受託事業者決定の経緯

「労災特別介護援護事業民間競争入札実施要項（平成25年9月）」（以下「入札実施要項」という。）に基づき8施設ごとに実施した入札において、入札参加者（1者）から提出された企画書について、厚生労働省内に設置した技術審査委員会において審査した結果、8施設とも評価基

準を満たしていた。また、平成25年12月25日に開札したところ、8施設すべての入札価格が予定価格の範囲内であったことから、上記(3)の者を落札者とした。

## 2 確保されるべき質の達成状況及び評価

### (1) 確保されるべき水準として設定した項目

#### ア 利用者アンケート調査

##### ① 入札実施要項における要求水準

利用者アンケート調査において、各設問の総回答数に対して有用であった旨の回答数が90%以上であること。

##### ② 利用者アンケートの結果

入札実施要項のとおり、入居者に対し年1回アンケート調査を実施し、各設問への総回答数（「どちらともいえない」は除く。）に対して「満足」「ほぼ満足」の回答合計数が占める割合により判定した。その結果、下表のとおり、全8施設中、宮城、愛知、広島、愛媛及び熊本の5施設については、平成26年度、平成27年度とも当該要求水準を達成している。

北海道施設は平成27年度、千葉施設は平成26年度、大阪施設は平成26年度及び平成27年度において、それぞれ当該要求水準を下回っているものの、いずれも80%半ばの数値は維持しており、おおむね良好に実施されているものと認められる。

なお、当該要求水準を下回った施設においては、入居者が満足のいく介護が実施できるよう、次年度の介護計画作成時に入居者からより詳細なヒアリングを実施した上で介護サービスを提供している。

|      | 北海道   | 宮城    | 千葉    | 愛知    | 大阪    | 広島    | 愛媛    | 熊本    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 26年度 | 93.4% | 95.5% | 89.9% | 91.3% | 84.4% | 93.9% | 94.3% | 90.9% |
| 27年度 | 88.0% | 96.3% | 93.5% | 94.5% | 88.0% | 93.4% | 96.5% | 90.8% |

#### イ 施設入居率

##### ① 入札実施要項における要求水準

1年間の平均で90%以上の入居率を維持すること。ただし、前年度において入居率90%を満たしていない施設は、前年度以上の入居率を基準とする。

##### ② 施設入居状況

各施設の入居定員は100名であるが、短期滞在型介護サービスを実施するため2床を確保しておくこととしており、入居率については、この2床分を差し引いた98名に対する入居者数の割合とした。その結果、下表のとおり、全8施設中、宮城、千葉、大阪及び熊本の4施設については、平成26年度、平成27年度とも当該要求水準を達成している。

北海道施設は平成26年度及び平成27年度、愛知施設及び広島施設は平成26年度、愛媛施設は平成27年度において、それぞれ当該要求水準に達しなかった。

この要因として、北海道施設及び愛知施設については、死亡等による退去者が他施設と比

べ多かったこと、広島施設及び愛媛施設については、中国及び四国ブロックに居住する重度被災労働者数の全国に占める割合が他のブロックに比べ低いこと等が考えられる。

|       | 北海道   | 宮城    | 千葉    | 愛知    | 大阪    | 広島    | 愛媛    | 熊本    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 25 年度 | 83.7% | 96.9% | 95.9% | 90.8% | 93.9% | 91.8% | 74.5% | 94.9% |
| 26 年度 | 82.7% | 96.9% | 92.9% | 89.8% | 90.8% | 88.8% | 74.5% | 95.9% |
| 27 年度 | 80.6% | 98.0% | 92.9% | 92.9% | 93.9% | 88.8% | 73.5% | 93.9% |

## (2) 業務の履行状況について

### ア 高齢労災重度被災労働者に対する施設介護業務

#### ① 人員配置

看護職員及び介護職員については、人手不足の厳しい雇用環境の下、北海道、千葉、愛知、大阪、広島及び愛媛の6施設において、入札実施要項に示した常勤職員の配置数（看護職員12名以上、介護職員24名以上）を満たさない状況がみられたが、非常勤の看護職員及び介護職員の雇用により、必要な勤務シフト体制がとられたと認められる。

その他の職員については、各施設において、施設長1名、総務関係要員4名及び生活支援関係要員1名、管理栄養士又は栄養士1名、理学療法士又は作業療法士1名を配置し、入札実施要項に定める体制を確保した。

#### ② 新規雇用者研修の実施

各施設においては、新規に雇用した看護職員及び介護職員のすべてを対象として、入札実施要項に示したカリキュラムに従い、研修を実施した。

### イ 重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務

各施設においては、短期滞在型介護サービスに当てるために2床を確保し、短期滞在型介護業務を実施した。

### ウ 上記ア、イに付随する業務

入札実施要項に基づき、受託事業者の本部の指揮の下、次のような業務が行われた結果、特段の問題は生じなかった。

#### ① 入居関係業務

入居希望者の居住地や年収等に左右されることなく、介護の必要性や在宅での介護の困難度等を勘案した上で、公平・公正に入居者を決定するために、外部委員より構成する「入居者選考委員会」を設置し、開催した。

#### ② 介護サービスのノウハウの構築及び職員研修

各施設において、日常の介護の実践や調査研究を通じて蓄積したノウハウ等を取りまとめ、

随時、最新の知見を踏まえた職員研修を実施した。また、外部の研修や講習等に職員を派遣し、介護サービスの知識・技能の向上を図った。

③ 施設長会議等の実施

受託事業者本部において、施設長会議、介護課長会議、看護職員・介護職員研修等を実施した。

④ 安全管理、防災、暴力行為等に対する安全確保、衛生管理の各種対策業務  
規程、マニュアル等の整備、研修等を実施した。

⑤ 施設設備保守管理、施設清掃等の附帯業務

各施設においては、外部業者に再委託することにより適切に実施した。

⑥ 本事業の広報

本部及び各施設独自の広報誌を定期的に発行し、入居者及びその家族への配付のほか、入居促進の周知に活用した。

⑦ 行事の実施及びボランティアの活用

入居者が生活の場として潤いのある快適な生活が送れるよう、ボランティアを活用しながら行事（買い物ツアー、花見会、スポーツ大会等）を開催した。

⑧ 苦情等への対応

施設長を苦情解決責任者とし、外部専門家が参画した「苦情等解決委員会」を設置することにより、入居者からの苦情等（意見、異議を含む）に対応した。さらに、受託事業者の本部においても、事務局長を苦情解決責任者とし、外部専門家が参画した「苦情等解決委員会」を設置することにより、施設で対応することが困難な苦情等に対し、その解決に向けた助言・指導を行った。

⑨ 個人情報の保護

受託事業者の本部において、「個人情報保護規程」を作成し、事務局長を統括的責任者とするにより、各施設の個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止等に努めた。平成26年度及び平成27年度においては、個人情報の漏洩等は発生しなかった。

⑩ 関係機関等の連携及び協力体制の確立

受託事業者の本部及び各施設において、施設間及び労災ケアサポート事業の各ブロックとの間での情報共有、施設所在地を中心とした地方公共団体、都道府県労働局等の行政機関、労災病院等の医療機関などに対する周知依頼を行う等、関係機関との連携及び協力体制を確立した。

### 3 受託事業者からの改善提案による改善実施事項

#### (1) 介護の質の向上のための取組

各施設において、介護研究発表会を開催し、日頃の介護の実践を通じて蓄積してきた介護手法に関するノウハウを基にテーマを設定し研究を行った。その研究成果については、受託事業者本部主催の発表会で発表し合うことにより、8施設全体の介護の質の向上に努めた。

また、事業受託者の本部において、外部の専門家による「労災特別介護施設におけるリハビリテーションのあり方検討会」を設置し、リハビリテーション実施対象者の範囲、評価方法及び実施基準等を課題として、検討を行っている。

(2) 入居促進のための労災ケアサポート事業との連携強化

労災ケアサポート事業は、65歳未満の重度被災労働者への訪問支援を実施していることから、入札実施要項においては、入居促進のため、当該事業受託事業者から、在宅での介護が困難な重度被災労働者に係る情報を受領するよう示しているところ、受託事業者の独自の取組により、次のような連携強化を図った。

ア 受託事業者の本部においては、各施設に対し、労災ケアサポート事業を実施する各ブロックの支援センターと年1回以上定期的に連絡会議を開催し、連携の強化を図ることを指示した。

各施設においては、平成26年度及び平成27年度の各年度ごとに1回ないし3回開催した。

イ 上記アの定期連絡会議のほか、各施設の施設長等が、訪問支援を実施する労災ケアサポーターと直接情報交換をするため、各ブロックで開催される労災ケアサポーター会議（年1回又は2回開催）に出席し、施設の現況を説明するとともに、労災ケアサポーターから訪問支援者の状況等を確認するなど連携の強化に努めた。

4 実施経費の状況及び評価

市場化テスト導入前（平成25年度）と導入後（平成26年度から平成28年度までの平均）を比較して、各施設とも減額となっており、実施経費の削減効果があった。

【委託費契約額（税抜き）】

（単位：円）

| 市場化テスト | 導入前           | 導入後           |               | 前後比較         | 節減率         |
|--------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------------|
|        | 平成25年度<br>①   | 平成26～28年度     |               | ②－①          | (②－①)<br>／① |
|        |               | 契約額           | 単年度換算②        |              |             |
| 北海道    | 251,980,181   | 718,023,306   | 239,341,102   | △ 12,639,079 | △ 5.0%      |
| 宮 城    | 215,727,921   | 643,836,535   | 214,612,178   | △ 1,115,743  | △ 0.5%      |
| 千 葉    | 238,387,408   | 671,726,152   | 223,908,717   | △ 14,478,691 | △ 6.1%      |
| 愛 知    | 232,409,596   | 637,045,697   | 212,348,566   | △ 20,061,030 | △ 8.6%      |
| 大 阪    | 239,637,687   | 697,968,797   | 232,656,266   | △ 6,981,421  | △ 2.9%      |
| 広 島    | 212,874,874   | 635,335,361   | 211,778,454   | △ 1,096,420  | △ 0.5%      |
| 愛 媛    | 199,220,176   | 587,039,627   | 195,679,876   | △ 3,540,300  | △ 1.8%      |
| 熊 本    | 239,397,321   | 691,753,510   | 230,584,503   | △ 8,812,818  | △ 3.7%      |
| 8 施設計  | 1,829,635,164 | 5,282,728,985 | 1,760,909,662 | △ 68,725,502 | △ 3.8%      |

## 5 評価のまとめ

### (1) サービスの質について

上記2のとおり、全8施設中、宮城及び熊本の2施設については、本事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質として設定した要求水準は達成しており、業務の履行状況についても、入札実施要項に示す実施基準を満たしている。

北海道、千葉、愛知、大阪、広島及び愛媛の6施設については、確保すべきサービスの質として設定された要求水準及び業務履行状況について、入札実施要項に示す基準を若干満たさない状況がみられたものの、これには雇用環境や立地条件等の外的な要因も影響しているものと考えられる。

その一方で、上記3のとおり、受託事業者が持つノウハウの蓄積を活かし、入居促進の取組強化や看護・介護職員の質の向上が図られている。

したがって、本事業の確保されるべきサービスの質については、平成27年度末時点において、全体として維持されているものと認められる。

### (2) 実施経費の削減について

上記4のとおり、市場化テスト導入前に比べ実施経費は削減された。

### (3) その他

平成27年度末時点において、委託者が受託事業者に対して業務改善指示等を行う、又は、受託事業者が法令違反行為等を行った事実はない。

## 6 外部有識者の意見

上記5のとおり評価を受けるとともに、今後の事業の運営について要旨、次のような意見があった。

- ・ 入居率90%未満が続いている施設もあり、「原則60歳以上」とする年齢要件の撤廃を含め検討すべき
- ・ 看護・介護職員については、ケアプラザの入居者の特殊性に十分配慮しつつ、配置人数につき常勤換算を認める等の要件緩和も検討すべき
- ・ 総務部門については、効率化を図りやすい部分であり、業務内容を明示することを検討すべき
- ・ 施設の有効利用として将来的には、介護保険等他制度の乗り入れ、地域住民やボランティアへの提供など他の用途に活用させることも検討すべき
- ・ 参入しようとする事業者が確実に収益を見込めるよう、事業費や一般管理費の科目の明示、事業内容や実績の情報開示、一般管理費の率等について検討すべき
- ・ 事業者の交替により介護サービスの低下を招かないような引継ぎの工夫を盛り込むべき
- ・ 業務の要件緩和を図るため、千葉施設で保管する運営預り金(\*)の必要性について検討を行うべき

(\*) 施設において事業を実施する上での不測の事態に備える資金（実施要項 47 頁②イ及び 58 頁(15)に記載）。

## 7 今後の事業について

### (1) 今後の競争性確保のための検討

本事業は、市場化テストの対象となる前の平成23年度の契約から、競争性を高めるために、分割調達の実施や複数年契約の導入等様々な入札要件緩和を実施しているが、平成26年度～平成28年度の契約においても、受託事業者以外の応札者はなく一者応札となったところである。

一者応札となった原因について、過去に入札説明会に参加した事業者等へのヒアリング調査を行ったところ、①経理上の仕組みが大変難しく、認められる経費の区分に悩み、利益の上がる事業という確証が得られなかった、②人手不足の状況にあって、看護師及び介護職員の確保と採用に伴うコストが非常に高い入札障壁となっている、との意見があった。

これら事業者の意見及び上記6の外部有識者の意見を踏まえ、入居者の特殊性に十分配慮をしつつ、①事業費及び一般管理費の科目の明示、②業務内容及び事業実績に関する情報提示の拡充、③就労条件の形態（例えば常勤換算の導入）及び人員配置、④千葉施設で保管する運営預り金の必要性等について検討する。

### (2) 今後の本事業のあり方について

平成27年度末時点における実施状況は良好と評価できるが、競争性の確保については、上記(1)のとおり改善の余地があることから、次期（平成29年度以降）の事業実施においても、引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施することとしたい。